

大情審答申第 267 号
平成 22 年 3 月 26 日

大阪市教育委員会
委員長 池田 知隆 様

大阪市情報公開審査会
会長 宇多 民夫

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成20年11月14日付け大市教委第2353号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 20 年 8 月 14 日付け大市教委第 1557 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を一部取り消し、別表 3 に掲げる文書を特定した上で、公開の可否を含めて改めて公開決定等すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 20 年 7 月 31 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表 1 の（え）欄に記載の内容の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、別表 1 の（お）欄に記載された①から③までの各公文書（以下「本件各文書」という。）を保有していない理由を、別表 1 の（か）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。
なお、別表 2 に記載の各公文書については、公開決定を行っている。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 10 月 14 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

平成 19 年度の公文書は、保存期間中であるため、廃棄は不法で認められない。

また、簡易な文書であっても、翌年度同じような行事が行われる際の参考記録として、1年間は保管しておくべきである。
ゆえに、本件決定を取り消し、公開を求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 文書の保存と廃棄について

本市市立小学校において保有する公文書の管理については、大阪市公文書管理条例、大阪市公文書管理条例施行規則及び大阪市立学校文書規則（以下「学校文書規則」という。）により定められている。

まず、別表1の（お）欄に記載の①の文書（以下「本件文書1」という。）は、各学校での離任式にかかる保護者への通知や当日の式次第などの連絡文書等（以下「離任式連絡文書等」という。）であり、学校文書規則第24条第2項「保存期間が1年未満の保管文書は、事務処理上必要でなくなった後、校長が速やかに公文書の性質に応じて適切に廃棄しなければならない。」に則り、離任式終了後、廃棄処分した。

また、豊里南小学校では、平成16年度より離任式が実施されておらず、別表1の（お）欄に記載の②の文書（以下「本件文書2」という。）は、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。

さらに、離任式関係文書は、教育委員会にも報告されることがないことから、別表1の（お）欄に記載の③の文書（以下「本件文書3」という。）についても、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。

以上から、実施機関は、平成20年8月14日付けで、本件各文書を保有していないため公開することができない旨の決定を行い、異議申立人に通知した。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「平成19年度の公文書は保存期間中であるため、廃棄は不当で認められない。」と本件決定の取消しを主張しているが、上記1のとおり存在しない事実には変わりはない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各文書について、不存在を理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件各文書の不存在を理由として行った本件決定の妥当性である。

3 本件各文書の存否について

(1) 本件請求に係る対象文書の特定範囲について

ア 本件請求は、別表1の(え)欄に記載のとおり行われているが、実施機関によれば、本件請求前の経過から、請求の趣旨を、3校の離任者名及び離任先を知りたい旨と解し、また、「本件文書3については、教育委員会が保有する全ての文書ということではなく、本件請求に係る3校から教育委員会に報告されている文書のみを指す」旨を異議申立人に確認したとのことである。

イ 当審査会は、上記の経過はあるものの、本件請求に係る対象文書の特定範囲について、不存在を理由とした本件決定に対して異議申立てがなされていることに鑑み、公開請求書の記載内容にしたがい、「離任式の開催日、場所、離任者名、離任者の異動先等、離任式に関する情報が分かる公文書で、平成12年度以降佃西小学校、西三国小学校、豊里南小学校及び教育委員会が作成又は取得した公文書」であると合理的に解し、以下、本件各文書の存否について検討する。

(2) 本件文書2の存否について

実施機関は、本件文書2について、豊里南小学校では、平成16年度以降、離任式が開催されておらず、そもそも文書を作成していないため、不存在であると主張している。以下、当該主張の妥当性について検討する。

ア 実施機関によれば、離任式は、「小学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成20年8月、文部科学省）に記載された「儀式的行事」として、各学校長の裁量で行われる行事であり、本市においても、離任式は、各学校長の裁量により行われているとのことである。

そのため、豊里南小学校においては、平成16年度以降、学校長の判断により離任式が開催されておらず、平成16年度以降の離任式関係文書は存在しないとのことである。

イ 当審査会において、豊里南小学校の平成16年度から20年度までの学校日誌を見分し、離任式の開催の有無を確認したところ、平成16年度、17年度及び19年度については、離任式が開催された記録はなく、上記アの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

しかしながら、平成18年度及び20年度の学校日誌のうち、別表3の(A)欄に掲げる学校日誌には、離任式が開催された記録があり、離任者名も記載されていた。

ウ 実施機関によれば、平成18年度及び20年度の離任式は、管理職が離任する際に職員朝会等で教職員のみを集めて行うもの（以下「職員離任式」という。）であり、「儀式的行事」として全校児童及び全教職員を集めて行う離任式（以下「通常離任式」という。）とは、別物であるとのことである。このことから、実施機関は、職員離任式を本件請求に係る離任式とは考えず、通常離任式にかかる文書のみを探索したとのことである。

しかしながら、別表1の(え)欄の記載内容からは、異議申立人が職員離任式も

離任式であると認識し、本件請求を行っているのかどうかは不明である。

したがって、当審査会は、職員離任式も本件請求に係る離任式であると解し、職員離任式関係文書の存否について検討する。

エ 実施機関によれば、職員離任式では、離任者の挨拶が行われるのみであり、職員離任式に係る文書は、特段作成されておらず、存在しないとのことである。

しかしながら、日々の行事や出来事を記録する文書であるところの学校日誌には、別表3の(A)欄に記載の学校日誌にあるとおり、職員離任式が行われた学校名、職員離任式の開催日、離任者名といった離任式に関する情報が含まれているため、別表3の(A)欄の学校日誌は、職員離任式関係文書に該当すると認められる。

(3) 本件文書1の存否について

実施機関は、本件文書1は離任式連絡文書等であり、保存期間が経過したため廃棄したことを理由に不存在であるとしている。これに対し、異議申立人は、特に平成19年度の公文書は、保存期間中であるため、廃棄は不法であり、認められないと主張している。

以下、本件文書1の存否について検討する。

ア 離任式連絡文書等について

(ア) 保存期間について

本市市立学校が保有する文書の保存期間は、学校文書規則の文書分類表に掲げられている。

実施機関によれば、佃西小学校、西三国小学校及び豊里南小学校においては、教頭が、学校文書規則第4条に掲げられた文書処理担当者として、実際の文書分類を行っているとのことであり、離任式連絡文書等は簡易な連絡文書であるため、学校文書規則の文書分類表に掲げられた保存期間1年未満の庶務関係書類として取り扱われているとのことである。

当審査会が確認したところ、佃西小学校及び西三国小学校の平成21年度の離任式連絡文書等は、保護者宛の文書を綴った保存期間1年未満の簿冊に綴られており、本件請求時においても同様に離任式連絡文書等は保存期間1年未満の取扱いであったとする実施機関の説明に、特段不自然な点は認められない。

(イ) 廃棄時期について

学校文書規則第24条第2項に基づき、保存期間が1年未満の保管文書は、事務処理上必要でなくなった後、校長が速やかに公文書の性質に応じて適切に廃棄しなければならない。

実施機関によれば、各学校では文書が多く、保管場所にも限りがあるため、新学期前に処分可能な文書は一括して処分しており、平成19年度の離任式連絡文書等については、平成20年の春休み中に処分したとのことである。また、電磁的記録としても前年度のデータを上書きして作成しており、直近のデータしか残っていないとのことである。

したがって、本件請求の行われた時点において、平成19年度の離任式連絡文書等が存在せず、また、それ以前の年度の分も学校文書規則等にしがいい適切に廃棄されているとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 学校日誌について

(ア) 上記(2)において、学校日誌にも、離任式に係る内容が記載されているものがあったことから、当審査会において、本件文書1の各年度にかかる学校日誌を見分したところ、離任式が開催された記録のある学校日誌が見られ、その中には離任者名の記載のあるもの（別表3の(B)欄の学校日誌）と離任者名の記載のないもの（別表3の(C)欄の学校日誌）があった。

別表3の(B)欄の学校日誌については、上記(2)で検討したのと同様、離任式関係文書に該当すると認められる。

また、別表の3(C)欄の学校日誌については、離任者名の記載はないものの、離任式の開催場所、開催日について記載されており、これらについても離任式関係文書に該当すると認められる。

(イ) なお、実施機関は、本件文書1について、保存期間が経過したため廃棄したことを理由に不存在であるとしていたが、上記(ア)の学校日誌の探索の結果、西三国小学校の平成17年度分については、離任式がそもそも行われていなかったことが判明した。

当審査会は、実施機関に対し、事実確認を正確に行い、理由を正しく記載することを望むものである。

(4) 本件文書3の存否について

実施機関によれば、各学校が教育委員会に報告すべき文書の中に離任式に関する文書はなく、実際に報告もされていないため、存在しないとのことである。

当審査会で確認したところ、各学校から教育委員会に報告される文書は、学校管理規則や学校事務の手引きのほか、各個別規定に掲げられているが、その中に離任式関係文書の提出を義務付けたものは存在しなかった。

また、実施機関によれば、離任式は、各学校長の裁量により行われる行事であるため、離任式に関する統一的な基準は定めておらず、離任式に関し、教育委員会から各学校に通知する文書及び教育委員会でのみ使用する文書は存在しないとのことである。

したがって、各関係規定や離任式に係る各学校の対応の実態を踏まえると、以上の実施機関の説明が、特段不自然、不合理であるとは認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 宇多民夫、委員 小谷寛子、委員 松戸浩、委員 大久保規子

別表 1 (平成20年度諮問受理第16号)

(あ)	諮問書	平成20年11月14日付け大市教委第2353号
(い)	決定	平成20年 8 月14日付け大市教委第1557号による不存在による非公開決定
(う)	請求日	平成20年 7 月31日
(え)	請求する公文書の件名又は内容	離任式にかかる書類一切 平成12年度以降 佃西小学校 西三国小学校 豊里南小学校 教育委員会
(お)	不存在による非公開決定通知書に記載された公文書の件名又は内容	①離任式にかかる書類一切【本件文書 1】 (大阪市立佃西小学校 平成12年度～平成19年度) (大阪市立西三国小学校 平成12年度～平成19年度) (大阪市立豊里南小学校 平成12年度～平成15年度) ②離任式にかかる書類一切【本件文書 2】 (大阪市立豊里南小学校 平成16年度～平成20年度) ③離任式にかかる書類一切 平成12年度以降【本件文書 3】 教育委員会
(か)	(お)の公文書を保有していない理由	①については、当該内容に係る公文書は存在したが、保存年限（1 年未満）が経過し廃棄したため。②及び③については、当該内容に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(き)	担 当	教育委員会事務局 指導部 初等教育担当
(く)	異議申立て	平成20年10月14日

別表 2

公開決定通知書に記載された公文書の件名	・教職員の異動ならびに離任式のお知らせ（大阪市立佃西小学校 H20. 4. 8） ・平成20年度 離任式要項（大阪市立佃西小学校） ・離任式のお知らせ（大阪市立西三国小学校 H20. 4. 8） ・離任式次第（大阪市立西三国小学校 H20. 4. 7）
---------------------	---

別表 3 改めて公開決定等すべき公文書

(A)	学校日誌（豊里南小学校 平成 18 年 4 月 3 日、平成 20 年 4 月 1 日）
(B)	学校日誌（佃西小学校 平成 16 年 4 月 1 日、平成 17 年 4 月 1 日）
(C)	学校日誌（佃西小学校 平成 16 年 4 月 9 日、平成 17 年 4 月 11 日、平成 18 年 4 月 12 日、平成 19 年 4 月 10 日、平成 20 年 4 月 9 日） （西三国小学校 平成 16 年 4 月 9 日、平成 18 年 4 月 17 日、平成 19 年 4 月 2 日、平成 20 年 4 月 10 日）